

## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1節 基本的事項

障害福祉計画等は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく基本指針(本計画作成にあたって基本となる理念、サービス見込み量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたもの)及び県の基本的な考え方に即し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業並びに障害児支援、障害児相談支援の必要な見込み量を種類ごとに定めています。また、計画対象者のニーズ把握のため令和5(2023)年5月に障害児者2,000人(無作為抽出)を対象に「桐生市障害者計画のためのアンケート調査」(以下「障害者アンケート」という。)を実施し、966人から回答を得ました。その障害者アンケートの結果も踏まえ、計画に反映させています。

障害児福祉計画の作成が児童福祉法の改正(平成28(2016)年6月3日公布、平成30(2018)年4月1日施行)により規定されたため、平成30年度以降、3年間の障害福祉計画と障害児福祉計画を併せて作成しています。

#### ○基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法、国の基本指針における基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画等を作成します。

#### (1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)並びにその保護者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2)市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービス等を受けることができるよう市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。)並びに障害者総合支援法施行令第1条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者(以下「難病患者等」という。)であって18歳以上の者並びに障害児とし、障害種別を問わずサービスの充実を図ります。

なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、難病患者等とともに引き続きその旨の周知を図ります。

### (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院(以下「入所等」という。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

また、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後の、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備に併せ、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神科病院等における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際は次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も活用しながら、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### (5)障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

## (6)障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。人材の確保・定着に向け、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者と協力して取り組んでいきます。

## (7)障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

障害者文化芸術活動推進法の内容も踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図っていきます。

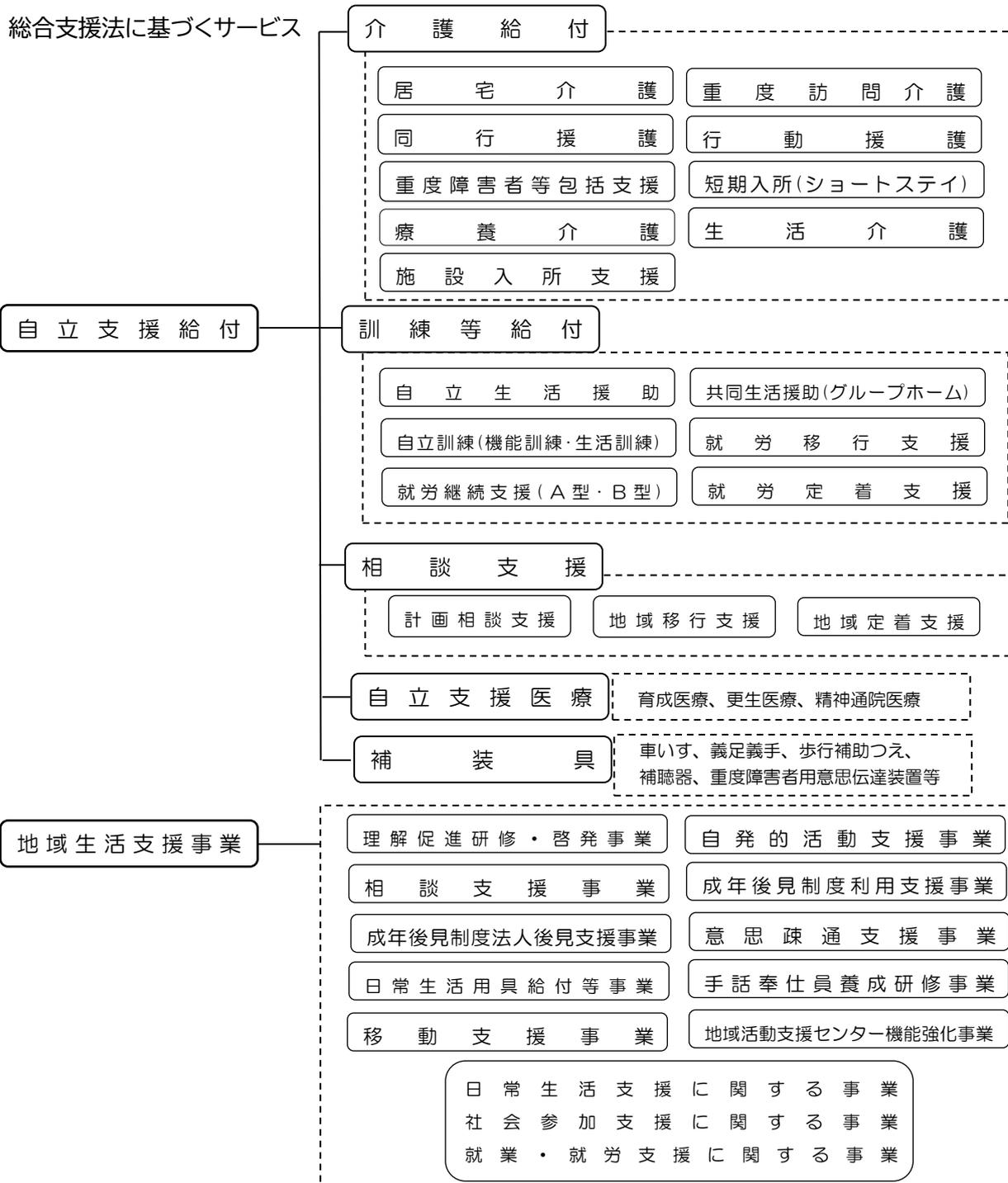
また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現のため、読書バリアフリー法を踏まえ、桐生市立点字図書館と連携しながら、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進していきます。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

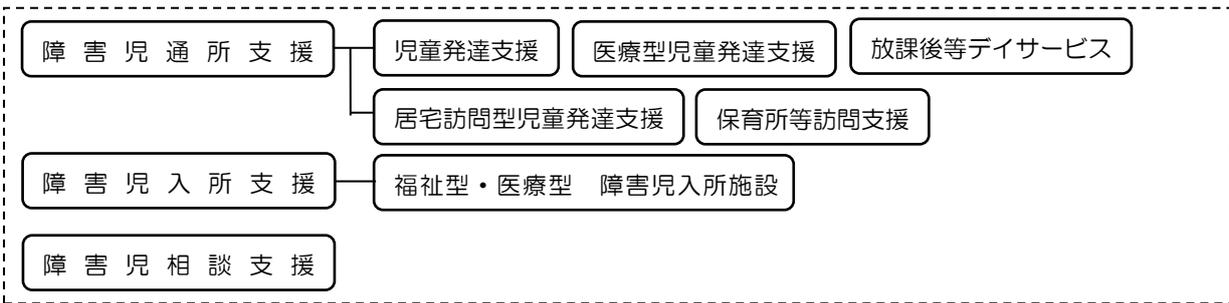
## 第2節 障害者総合支援法によるサービスの全体像と取組の体制

### 1 障害福祉サービスの体系

総合支援法に基づくサービス



児童福祉法に基づくサービス



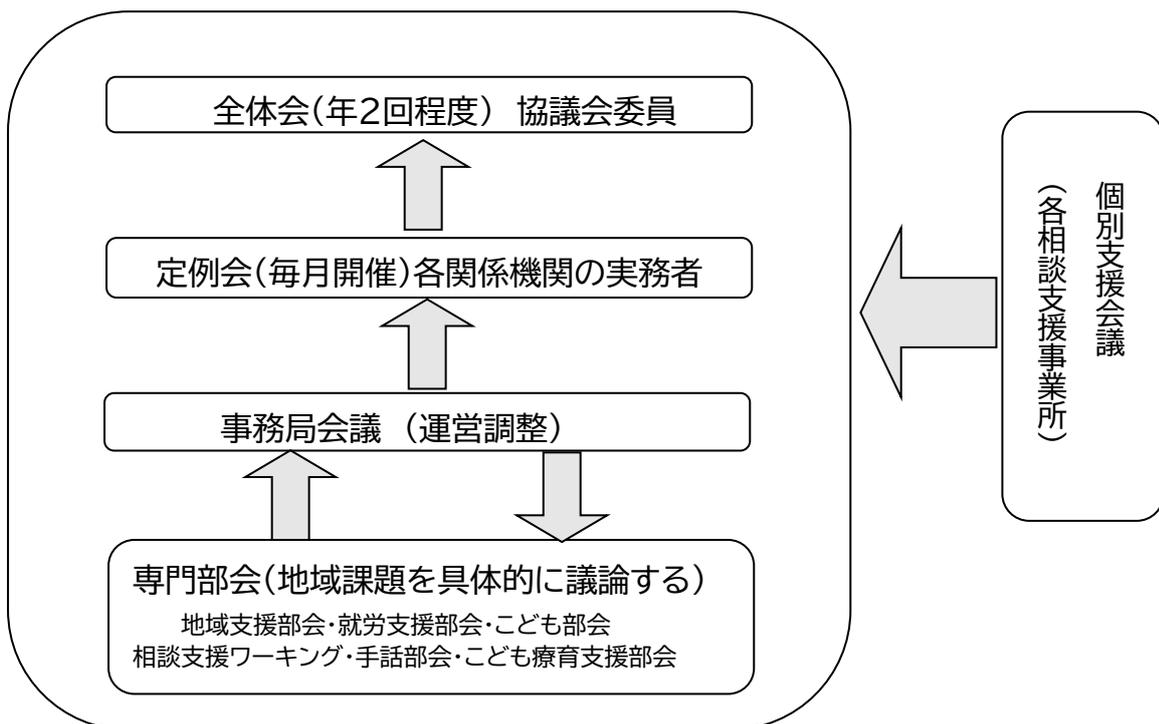
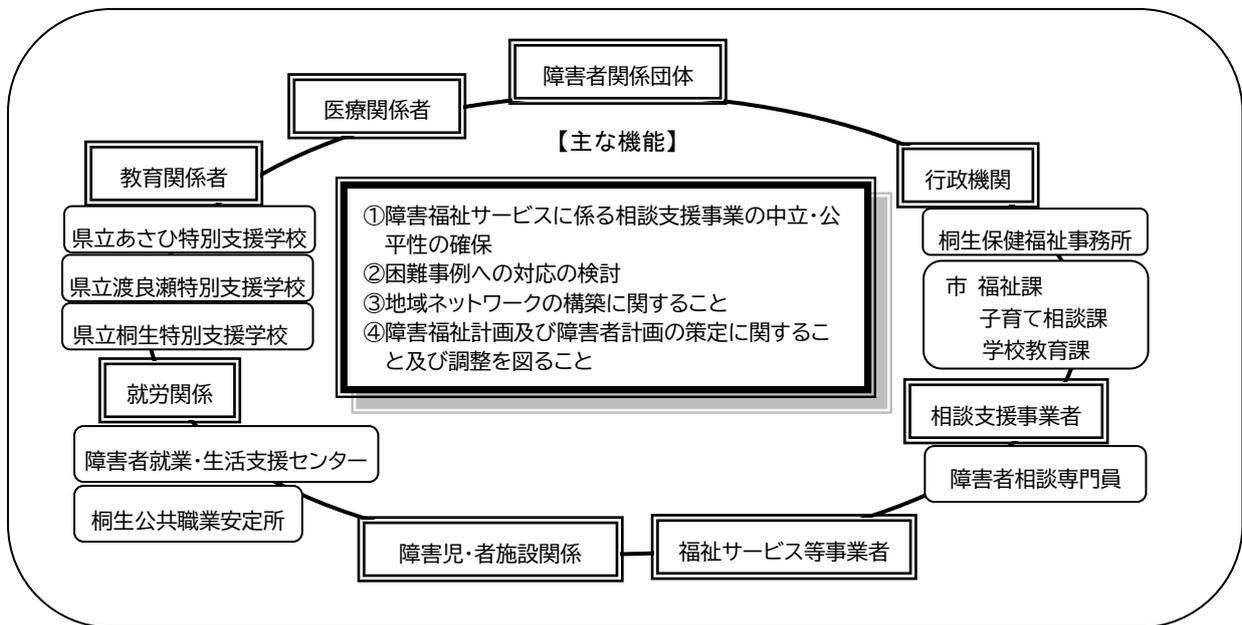
## 2 取組の体制

### 〔桐生市地域自立支援協議会〕

桐生市では障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づく協議会を平成18(2006)年度に設置しており、全体会議は年2回程度、定例会及び事務局会議は毎月開催しています。

また、特定の課題を検討する専門部会も必要に応じて設置しており、令和5(2023)年度時点で地域支援部会、就労支援部会、相談支援ワーキング、こども部会、手話部会、こども療育支援部会を設けて活動しています。

図表 桐生市地域自立支援協議会の組織図



### 第3節 障害福祉サービス等の利用状況と課題

#### 1 障害福祉サービスの利用実績(令和3年度～令和5年度)

	サービス名		単 位	第6期計画					
				令和3年度		4年度		5年度	
				見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
訪問系サービス	居宅介護	利用者数	人/月	191	202	187	195	180	198
	重度訪問介護	利用量	時間/月	2,731	3,150	2,748	3,127	2,754	2,928
	行動援護・同行援護								
	重度障害者等包括支援								
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	人/月	376	361	381	367	386	368
		利用量	人日/月	7,632	7,508	7,734	7,662	7,835	7,454
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	2	2	1	0	1	0
		利用量	人日/月	20	33	10	0	10	0
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	1	4	2	3	1	4
		利用量	人日/月	20	58	40	51	20	71
	就労移行支援	利用者数	人/月	27	20	28	15	29	17
		利用量	人日/月	459	381	476	294	493	274
	就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	49	60	52	67	55	70
		利用量	人日/月	882	1,131	936	1,289	990	1,282
	就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	215	226	227	236	232	236
		利用量	人日/月	4,042	4,454	4,268	4,528	4,362	4,424
	就労定着支援	利用者数	人/月	4	5	4	7	5	7
	療養介護	利用者数	人/月	31	33	31	32	31	33
	短期入所	利用者数	人/月	54	10	59	10	64	14
		利用量	人日/月	309	105	342	107	375	85
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
	共同生活援助(グループホーム)	利用者数	人/月	117	139	122	155	127	161
	施設入所支援	利用者数	人/月	186	182	185	178	184	178
	宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	2	2	2	2	3
相談支援	計画相談支援	利用者数	人/月	206	243	224	212	242	184
	地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	1	0	0	0
	地域定着支援	利用者数	人/月	1	1	1	0	1	0

\* 人日=1月あたりの実利用者数×1人1月あたりの平均利用日数

\* 令和5年度実績=令和5年6月サービス提供実績

## 2 地域生活支援事業利用者数等の実績(令和3年度～令和5年度)

事業名	単位	令和3年度		4年度		5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績見込
(1)理解促進研修啓発事業	実施の有無	実施	中止	実施	中止	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	実施	中止	実施	中止	実施	実施
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
(4)成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	1	0	1	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者/年	40	31	40	27	40	40
②手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	5	1	5	12	5	5
②自立生活支援用具	給付件数/年	6	4	6	5	6	6
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	7	5	7	11	7	7
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	10	10	10	4	10	10
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	2,877	2,967	2,907	3,188	2,937	3,250
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	1	0	1	2	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	修了者数	25	中止	25	中止	25	15
(9)移動支援事業							
移動支援事業	実利用者数/年	220	134	222	119	224	150
	延利用時間数/年	18,517	10,966	18,959	9,170	19,251	12,000
重度身体障害者移動支援事業	実利用者数/年	42	29	43	27	44	27
	延利用時間数/年	1,361	774	1,393	527	1,425	738
(10)地域活動支援センター 自市(他市)	箇所数	4(6)	4(7)	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)
	実利用者/年	47 (16)	49 (13)	48 (16)	50 (13)	49 (16)	45 (12)

事業名	単位	令和3年度		4年度		5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績見込
(11)その他の事業							
①生活支援事業							
スポーツ体験学習	実施回数/年	3	1	3	3	3	3
	延利用者数/年	60	10	60	34	60	60
障害者のための教養講座	実施回数/年	3	1	3	3	3	3
	延利用者数/年	90	14	90	43	90	70
障害者情報機器操作体験学習	実施回数/年	50	0	50	0	50	20
	延利用者数/年	100	0	100	0	100	40
障害者ふれあいサロン	実施回数/年	49	26	49	50	49	49
	延利用者数/年	113	46	118	98	123	123
障害者本人活動支援	実施回数/年	12	7	12	12	12	12
	延利用者数/年	360	104	360	166	360	240
機能訓練事業	実施日数/年	235	124	235	228	235	235
	延利用者数/年	2,585	959	2,585	1,857	2,585	2,585
②日中一時支援事業							
福祉施設実施分	実利用者数/年	47	13	53	17	56	25
	延利用回数/年	1,354	312	1,654	529	1,747	794
登録介護者事業	実利用者数/年	5	3	6	2	7	3
	延利用回数/年	8	11	9	12	11	10
サービスステーション事業	実利用者数/年	1	1	0	0	0	1
	延利用回数/年	1	1	0	0	0	1
訪問入浴サービス	実利用者数/年	2	0	2	0	3	0
	延利用回数/年	80	0	80	0	120	0
③社会参加促進事業							
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員養成	修了者数	10	中止	10	中止	10	10
朗読奉仕員養成	修了者数	10	中止	10	4	10	10
点訳奉仕員養成	修了者数	8	中止	8	6	8	6
④施設入所者就職支度金給付事業	給付件数/年	0	0	0	0	1	0
⑤知的障害者職親委託制度	利用者数/年	0	0	0	0	0	0

\* 令和5年度実績 = 令和5年9月時点でのサービス提供実績を基にした見込み数

### 3 児童福祉法に基づくサービスの利用実績(令和3年度～令和5年度)

種類	単位	令和3年度		4年度		5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
児童発達支援	利用児童数 人/月	15	23	16	32	16	30
	利用量 人日/月	150	241	160	357	176	327
放課後等 デイサービス	利用児童数 人/月	110	122	113	121	117	136
	利用量 人日/月	1,904	1,967	2,040	2,034	2,108	2,134
保育所等 訪問支援	利用児童数 人/月	3	0	5	0	5	0
	利用量 人日/月	14	0	16	0	18	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 人/月	1	0	1	0	1	0
	利用量 人日/月	10	0	10	0	10	0
福祉型児童 入所支援	利用児童数 人/月	8	6	8	7	9	7
医療型児童 入所支援	利用児童数 人/月	5	5	5	5	5	5
障害児 相談支援	利用児童数 人/月	30	35	32	37	34	40
コーディネーター	配置人数 人/月	3	3	3	2	3	2

\*人日＝1月あたりの実利用者数×1人1月あたりの平均利用日数

\*令和5年度実績＝令和5年6月サービス提供実績

### 4 第6期計画における達成状況と今後の取組

第6期計画では、基本目標として次の7つの事項について目標値を設定することが国の基本指針で示されており、それに基づき目標設定を行い、事業を実施しました。

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画期間の中で、施設を退所し地域生活に移行した入所者は3人(令和5(2023)年6月末現在)となり、目標値の1.06%を上回りました。

#### 【今後の取組】

- ・施設入所者のサービス等利用計画を通して状況の把握を行い、相談支援専門員と連携し地域生活への移行のための支援に係るニーズの顕在化を図ります。
- ・施設入所者が、地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

・地域での受け皿となる共同生活援助(グループホーム)や日中活動の拡充について、サービス提供の方法や施設整備の研究を進めます。

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和3(2021)年度に、保健、医療、福祉関係者が集まり、圏域で情報共有する協議の場を設けて以降、定期的を開催し、情報共有による連携を図っています。

### 【今後の取組】

- ・病院や保健所と情報共有し、福祉サービスの利用について研究を進めます。
- ・精神障害者が地域で生活できるよう地域定着支援や地域移行支援、自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

## ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者の生活を地域全体で支えられる体制を整備するため、専門部会等で検討を行ってきました。その中でも「緊急時の受け入れ・対応」については地域の社会資源を活用し、事業所等が分担して機能を担う面的整備を行うこととなりました。

### 【今後の取組】

- ・緊急時を作らないため、サービス等利用計画を通して状況の把握を行い、相談支援専門員と連携を図ります。
- ・他地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的に機能の充実に努めます。

## ④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、施設を退所して一般就労へ移行した人は、第6期計画期間においては令和3(2021)年度5人、令和4(2022)年度7人、令和5(2023)年度2人(令和5年9月現在)で、目標の11人を達成できませんでした。就労移行支援事業の利用者数についても、令和3年度20人、令和4年度15人、令和5年度17人(令和5年6月サービス提供者)で目標の29人を達成できませんでした。

### 【今後の取組】

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
- ・就労支援関係機関との連携の強化を図り、障害者を受け入れる職場の開拓や就労後の定着のため、支援体制の強化に努めます。

- ・一般就労への移行をさらに進めるため、就労移行支援・就労継続支援事業所の拡充を図ることができるよう事業者へ情報提供を行うとともに、施設整備の研究を進めます。

#### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置を目指しましたが、設置することはできませんでした。また、在宅での医療的ニーズに対応するため、こども部会において保健、医療、保育、教育、障害福祉等の関係機関が集まり、医療的ケア児支援のための情報交換をいたしました。

#### 【今後の取組】

- ・自立支援協議会のこども部会において、引き続き障害児支援体制についての検討、研究をしていきます。
- ・障害児の在宅における医療的ケアについて、医療機関、訪問看護事業所等の関係機関との連携を図り、支援について協議していきます。また、医療的ケア児を受け入れる事業所の開拓や支援体制の強化を図ります。
- ・相談支援事業所への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

#### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援体制について、障害者基幹型相談室を中心とし、関係機関と連携しながら充実に努めてきました。また、地域の相談支援事業者への訪問による指導・助言や研修の実施等により、地域の相談支援体制の強化を図っています。

#### 【今後の取組】

- ・障害者アンケートの結果によると、困りごとの相談先は家族など身近な人のほか、病院・施設関係者、ケアマネジャーなど多岐に渡っています。今後も関係機関と連携を強化し、障害者を包括的に支援していく体制整備に努めます。
- ・自立支援協議会の相談支援ワーキンググループ等において、市内の相談支援専門員との情報交換及び資質向上のための研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップに努めます。

#### ⑦ 障害福祉サービスの質の向上

自治体職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、基本指針には、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加人数が指標として掲げられており、本市でも当該研修への積極的な参加を図っています。

その他の指標である障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有や、事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有することに関しては、体制が整備できていない状況です。

### 【今後の取組】

- ・制度理解を深めた上で、障害福祉サービスの利用状況の把握や、真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証することに役立てられるよう、引き続き積極的な研修への参加を図ります。
- ・自立支援審査支払等システムなどの審査結果の分析・活用や、都道府県等が実施する事業所の指導監査結果の共有ができる体制の整備に努めます。

## 第4節 成果目標

障害福祉計画等を作成するにあたり、障害者等の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、成果目標として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について目標数値を設定します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針において、目標値設定にあたっては、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することとされています。しかし、本市における施設入所待機者の登録状況や過去の実績から、実情に応じた実現可能な目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】 令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	178人	令和4年度末の施設入所者数
【目標①】 地域生活移行者数(B)	6人 (3.37%)	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所からグループホームや一般住宅等に移行する人の見込数
令和8年度末における 施設入所者数(C)	171人	令和8年度末の施設入所者見込数
【目標②】 施設入所者数の削減(D)	7人 (3.93%)	差引減見込数(A-C)

地域での居住支援のため、グループホーム、公営住宅及び民間住宅の利用を含め社会資源の整備等の研究・検討を引き続き行うとともに、地域住民に対し、障害者に対する理解啓発を図ります。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市が中心となり、当事者及び保健、医療、福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築し、桐生圏域で毎年1回以上、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込み
【活動指標②】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数見込み
【活動指標③】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
【活動指標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	地域移行支援の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人	地域定着支援の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	53人	54人	56人	共同生活援助の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	1人	自立生活援助の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑧】 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	2人	2人	2人	自立訓練(生活訓練)の利用者のうち精神障害者

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針において、令和2(2020)年度末までに整備した地域生活支援拠点について、令和8(2026)年度末までの間に、その機能充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討すると設定されています。自立支援協議会で年1回検証及び検討を行い、先進地区の事例を参考にしながら、今後も体制整備について研究していきます。

### 求められる機能・役割

- ① 緊急時の相談支援体制
- ② 体験機会の場の提供
- ③ 緊急時の受入対応
- ④ 専門性の高い人材の養成・確保
- ⑤ 地域の支援体制づくり

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所	国の「基本指針」では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)することを基本とする。
【目標②】 コーディネーターの配置人数	3人	3人	3人	コーディネーターの配置人数を設定する。
【目標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
【目標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	無	無	有	各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数	28人	令和4年度末時点の施設入所待機者数		
上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)	23人	上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)		

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

令和8(2026)年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を令和3(2021)年度の一般就労への移行実績の5人から7人にすることを目指します。

※福祉施設とは、「日中活動系」サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練)を指します。

項目	数値	考え方	
【実績①】 令和3年度の一般就労 への移行者数	5人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活 介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じ て、令和3年度において一般就労した者の数	
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事 業の一般就労への移行者数	2人	令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への 移行者数	
【実績③】 令和3年度の就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者 数	2人	令和3年度における就労継続支援 A 型事業の一般就労 への移行者数	
【実績④】 令和3年度の就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者 数	1人	令和3年度における就労継続支援 B 型事業の一般就労 への移行者数	
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事 業の利用者数	8人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	
令 和 8 年 度	【目標①-1】 令和8年度の一般 就労移行者数	7人 (1.4倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じ て、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標①-2】 令和8年度の就労移行支 援事業の一般就労移行者 数	4人 (2倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じ て、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標①-3】 令和8年度の就労継続支 援 A 型事業の一般就労移 行者数	2人 (1倍)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通 じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標①-4】 令和8年度の就労継続支 援 B 型事業の一般就労移 行者数	1人 (1倍)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通 じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標②】 令和8年度の就労移行支 援事業所のうち一般就労 に移行した者の割合が5 割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支 援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所の割合
	【目標③】 就労定着支援事業の利用 者数	9人 (1.125倍)	就労定着支援事業の令和8年度の利用者の数
	【目標④】 就労定着支援事業の就労 定着率	2.5割	就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期 間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援 事業所の割合

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るため、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指します。

また、在宅での医療的ニーズに対応するため、主に重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所の確保及び協議の場の設置に努めます。

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置することを基本とする。
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	国の基本指針では、令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域において、主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	国の基本指針では、令和8年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

<発達障害者等に対する支援>

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	40人	40人	40人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者)の見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	11人	12人	13人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定する。
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数	-	-	-	障害に関することを含め、子育てで様々な悩みや不安を経験したことのある「子育てメンター」が保護者に寄り添う事業を実施予定だが、ペアレントメンターの養成を図る研修の実施見込みはないため、指標は設定しない。
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数	20人	30人	40人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別にかかわらず、相談者からの各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制について、障害者基幹型相談室を中心とし、関係機関と連携しながら充実に努めていきます。また、地域の相談支援事業者の人材育成のため、情報交換や研修を通じ、連携強化と相談支援専門員のスキルアップを図っていきます。

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【目標】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有	有	国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)することを基本とする。
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①	40件	40件	40件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②	20件	20件	20件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③	12回	12回	12回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化④	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
【活動指標⑥】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、事業者が多数参入する中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、市職員が障害者総合支援法の具体的内容に関する理解を深めること、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うこと等を通じ、質の向上に資する取組を行う体制構築に努めていきます。

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	5人	5人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	0回	0回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
	0回	0回	1回	

## 第5節 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

### 1 訪問系サービス

#### 【現状】

令和5(2023)年6月の訪問系サービスの利用者は198人、利用時間は2,928時間であり、利用者数は横ばい、利用時間はやや減少傾向にあります。

#### 【見込み量の算定方法】

直近のサービス利用状況を基礎として、過去5年間の利用者数の伸び率や平均利用時間、入所・入院から在宅生活への移行が見込まれる人数などを考慮して算出しました。なお、第6期までは訪問系サービスを一体として見込むこととなっていました。第7期計画からは個別に見込むこととされたため、それぞれの数値を算出してあります。

#### (訪問系サービス全体の実績)

	令和3年度	4年度	5年度
見込み量			
利用者数 人/月	191	187	180
利用量 時間/月	2,731	2,748	2,754
実績量			
利用者数 人/月	202	195	198
利用量 時間/月	3,150	3,127	2,928
達成率(利用量) (実績量/見込量)	115.3%	113.8%	106.3%

#### ① 居宅介護

自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量			
利用者数 人/月	178	180	183
利用量 時間/月	2,599	2,628	2,672

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障害者で、常に介護を必要とする障害者に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	4	4	4
利用者数 人/月	152	152	152
利用量 時間/月			

### ③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害者に、外出時に同行や移動に必要な情報を提供し、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	23	22	21
利用者数 人/月	373	356	340
利用量 時間/月			

### ④ 行動援護

常に介護を必要とする知的障害者または精神障害者が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動の際に必要な援助を行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	0	0	0
利用者数 人/月	0	0	0
利用量 時間/月			

### ⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護や療育支援等のサービスを包括的にを行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	0	0	0
利用者数 人/月	0	0	0
利用量 時間/月			

### 《訪問系サービス事業の見込量確保の方策》

相談支援事業所やサービス事業所などとの連携及び参入促進を図りながらニーズに応じたサービス提供体制の確保を目指します。

## 2 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の日常生活上の支援を行います。

#### 【現状】

新型コロナウイルス感染症の影響からか、見込みほどの増加とはならなかったものの、利用者数・利用時間の増加傾向が続いています。

#### 【見込み量の算定方法】

直近の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数、利用者のニーズを勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量						
利用者数 人/月	376	381	386	372	378	384
利用量 人日/月	7,632	7,734	7,835	7,700	7,825	7,949
実績量						
利用者数 人/月	361	367	368	—	—	—
利用量 人日/月	7,508	7,662	7,454			
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	98.4%	99.1%	95.1%			

### ② 自立訓練(機能訓練)

身体障害者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

#### 【現状】

令和5(2023)年6月の自立訓練(機能訓練)の利用者は0人です。

#### 【見込み量の算定方法】

原則1年6か月間利用できるサービスです。現在の利用者は0人のため、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに利用できる状況を見込み算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	2	1	1	1	1	1
利用者数 人/月	20	10	10	17	17	17
利用量 人日/月						
実績量	2	0	0	-	-	-
利用者数 人/月	33	0	0			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	165%	0%	0%			

### ③ 自立訓練(生活訓練)

知的障害者または精神障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上のため必要な訓練を行います。

#### 【現状】

令和5(2023)年6月の利用者数は4人、利用日数は71日です。利用者増加に伴い、利用日数も増加しました。

#### 【見込み量の算定方法】

原則2年間利用できるサービスです。現在の利用者が令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに利用できる状況を見込み、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数の平均を乗じて利用量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	1	2	1	3	4	4
利用者数 人/月	20	40	20	48	64	64
利用量 人日/月						
実績量	4	3	4	-	-	-
利用者数 人/月	58	51	71			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込量)	290%	127.5%	355%			

### ④ 就労選択支援

今後、令和7(2025)年度までに創設される新たなサービスです。就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用し、本人の希望、能力や適性に合った選択を支援します。

### 【見込み量の算定方法】

就労移行支援・就労継続支援の新規利用見込者数から算出しました。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量 利用者数 人/月	17	19	19

### ⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援、就職後の定着支援を行います(就労を希望する65歳未満の人に限る。)

### 【現状】

コロナ禍の影響か、いずれの年も見込みより少ない実績となっています。

### 【見込み量の算定方法】

原則2年間利用できるサービスです。現在の利用者が令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに利用できる状況を見込み、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数や利用者のニーズを勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数の平均を乗じて利用量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 利用者数 人/月 利用量 人日/月	27 459	28 476	29 493	20 376	23 432	19 357
実績量 利用者数 人/月 利用量 人日/月	20 381	15 294	17 274	—	—	—
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	83.0%	61.8%	55.6%			

### ⑥ 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な障害者に、事業所内で雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(利用開始時、65歳未満の人に限る。)

### 【現状】

事業所の増加に伴い利用者数実績が見込みを超えて増加していますが、1人あたりの利用日数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数や利用者のニーズ等から利用が見込まれる人の数を勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたり利用日数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	49	52	55	78	82	85
利用者数 人/月	882	936	990	1,466	1,542	1,598
利用量 人日/月						
実績量	60	67	70	—	—	—
利用者数 人/月	1,131	1,289	1,282			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	128.2%	137.7%	129.5%			

⑦ 就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な障害者に、事業所内で就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(雇用契約に基づかない)。

【現状】

事業所の増加に伴い利用者数は年々増加していますが、1人あたりの利用日数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち、利用が見込まれる人の数や利用者のニーズを勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	215	227	232	245	251	257
利用者数 人/月	4,042	4,268	4,362	4,729	4,844	4,960
利用量 人日/月						
実績量	226	236	236	—	—	—
利用者数 人/月	4,454	4,528	4,424			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	110.2%	106.1%	101.4%			

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために企業・事業所・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【現状】

実績量として大幅な変化は見られませんが、緩やかに増加しています。

【見込み量の算定方法】

原則3年間利用できるサービスです。現在の利用者数を基礎として、現在就労移行支援等を利用している人の数や利用者のニーズを勘案して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	4	4	5	7	8	9
実績量 人/月	5	7	7	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	125.0%	175.0%	140.0%			

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、主として日中に病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います(障害児は対象外)。

【現状】

実績について大きな変化は生じていません。

【見込み量の算定方法】

現在、重症心身障害者等で新規の利用ニーズはないため、現在の利用者数を基礎として算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	31	31	31	33	34	33
実績量 人/月	33	32	33	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	106.5%	103.2%	106.5%			

### ⑩ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。障害者支援施設等が実施する福祉型と医療機関が実施する医療型があります。

#### 【現状】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受け入れが制限され、見込みよりも利用者がかなり少なくなっています。

#### 【見込み量の算定方法】

直近の利用者数を基礎として、コロナ禍で大きく利用者が減った状況を踏まえた上で、今後サービスの利用再開が見込まれる人の数を含めて算定し、直近の利用実績における一人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	福祉型					
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	49	55	61	20	24	28
利用者数 人/月	294	330	366	230	276	322
利用量 人日/月						
実績量	9	9	12	—	—	—
利用者数 人/月	103	104	81			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	35.0%	31.5%	22.1%			

	医療型					
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	5	4	3	2	2	2
利用者数 人/月	15	12	9	6	6	6
利用量 人日/月						
実績量	1	1	2	—	—	—
利用者数 人/月	2	3	4			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	13.3%	25.0%	44.4%			

### 《日中活動系サービス事業の見込量確保の方策》

短期入所や日中活動の場については、地域での生活を維持するために必要不可欠なサービスで、今後も利用量の増加が見込まれます。サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入が図れるように努めます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、関係機関や団体と連携して、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設からの雇用の場の拡大も図ります。

また、特別支援学校等とも連携し、卒業者の一般就労も促進していきます。

## 3 居住系サービス

### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等が、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

#### 【現状】

利用実績がない状況が続いています。

#### 【見込み量の算定方法】

障害者支援施設やグループホーム等を退所し、一人暮らしを希望するニーズを勘案して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	1	1	1	1	0	1
実績量 人/月	0	0	0	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			

### ② 共同生活援助(グループホーム)

主として夜間に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### 【現状】

事業所の増加に伴い利用者数は年々増加しています。精神障害者が、退院後に地域で生活するための受け皿としての役割も強くなっています。

### 【見込み量の算定方法】

施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう現在の利用者数を基礎として、過年度の利用者数の増加やニーズ、退院の予定がある精神障害者を含め新たにサービスの利用が見込まれる人の数を勘案し算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	117	122	127	170	177	183
実績量 人/月	139	155	161	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	118.8%	127.0%	126.8%			

### ③ 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談及び助言その他日常生活上の支援を行います(障害児は対象外)。

### 【現状】

利用者数は緩やかに減少傾向ですが、死亡等の自然減によるもので、利用を希望する入所待機者は多数いる状況が続いています。

### 【見込み量の算定方法】

現時点の利用者数を基礎として、待機者状況やニーズを勘案しました。また、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数及びその他減少見込数を控除して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	186	185	184	179	175	171
実績量 人/月	182	178	178	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	97.8%	96.2%	96.7%			

### ④ 宿泊型自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### 【現状】

令和5(2023)年6月の利用者は3人です。

### 【見込み量の算定方法】

原則2年間を利用限度とするサービスです。現在の利用者の令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の利用状況を見込んだ上で、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	1	2	2	1	1	2
実績量 人/月	2	2	3	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	200.0%	100.0%	150.0%			

### 《居住系サービス事業の見込量確保の方策》

施設入所者の地域生活移行やグループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。精神障害者のグループホームについては、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人などの運営主体となる法人組織への働きかけについて研究します。

## 4 相談支援

---

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての障害者、障害児について、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング(継続サービス利用支援)を行います。

### ② 地域移行支援

障害者施設等に入所している人が地域生活に移行するための活動に関する相談や同行しての支援などを行います。

### ③ 地域定着支援

地域移行した障害者に対して常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態に対し、相談や訪問等の必要な支援を行います。

### 【現状】

計画相談支援について、令和3(2021)年度は見込みを上回りましたが、相談支援事業所の減少等によりセルフプラン率が上昇しており、令和4(2022)年度・5(2023)年度は見込みほどの利用がない状況です。また、地域移行支援の利用はなく、地域定着支援の利用も少ない状況が続いています。

### 【見込み量の算定方法】

計画相談支援については、各年度に更新が予定されている人数に新規利用者の支給決定数を見込んだ上で、近年のセルフプラン率も考慮して算定しました。

地域移行支援については、原則6か月以内の利用に限るサービスであり、利用実績がないため福祉施設入所者の地域移行の目標値をもとに算定しました。

地域定着支援については、1年間程度の利用を見込むサービスであり、過去の利用実績をもとに算定しました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談 支援	見込み量 人/月	206	224	242	202	216	230
	実績 人/月	243	212	184	—	—	—
	達成率 (実績量/見込み量)	118.0%	94.6%	76.0%			
地域移行 支援	見込み量 人/月	0	1	0	1	1	1
	実績 人/月	0	0	0	—	—	—
	達成率 (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			
地域定着 支援	見込み量 人/月	1	1	1	0	0	1
	実績 人/月	1	0	0	—	—	—
	達成率 (実績量/見込み量)	100%	0%	0%			

### 《相談支援事業の見込量確保の方策》

サービス利用計画作成が必要な人の把握に努め、桐生市障害者基幹型相談室を中心に、サービス等利用計画の質の確保、相談支援専門員の技術向上に向けた取組を行うとともに、相談支援専門員が不足している状況を踏まえ、相談支援専門員の確保・定着策について、県の動向を注視しながら検討していきます。

また、地域移行に向けて、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)利用者の相談支援が充実するよう体制整備に努めます。

## 5 障害福祉サービス見込量集計表

### ○訪問系サービス

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	居宅介護	利用者数	人/月	178	180
利用量		時間/月	2,599	2,628	2,672
重度訪問介護	利用者数	人/月	4	4	4
	利用量	時間/月	152	152	152
同行援護	利用者数	人/月	23	22	21
	利用量	時間/月	373	356	340
行動援護	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0

### ○日中活動系サービス

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	生活介護	利用者数	人/月	372	378
利用量		人日/月	7,700	7,825	7,949
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	45	46	47
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	17	17	17

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	3	4
利用量		人日/月	48	64	64
就労選択支援	利用者数	人/月	17	19	19
就労移行支援	利用者数	人/月	20	23	19
	利用量	人日/月	376	432	357
就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	78	82	85
	利用量	人日/月	1,466	1,542	1,598
就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	245	251	257
	利用量	人日/月	4,729	4,844	4,960
就労定着支援	利用者数	人/月	7	8	9
療養介護	利用者数	人/月	33	34	33
短期入所(福祉型)	利用者数	人/月	20	24	28
	利用量	人日/月	230	276	322
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	7	8	9
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	3	3	3
短期入所(医療型)	利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	人日/月	6	6	6
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	2	2	2

○居住系サービス

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	利用者数	人/月			
自立生活援助	利用者数	人/月	1	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	170	177	183
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	22	23	24
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	1	1	1
施設入所支援	利用者数	人/月	179	175	171
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	1	2

○相談支援

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	利用者数	人/月			
計画相談支援	利用者数	人/月	202	216	230
地域移行支援	利用者数	人/月	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	1

※「人日」＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で、利用者数、利用日数、近年の伸び等を勘案して算定しています。

## 第6節 地域生活支援事業

### 1 実施する事業の概要

#### (1)目的

障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

#### (2)基本的な考え方

- ◎ 桐生市地域生活支援事業について、障害者総合支援法第77条第1項に基づき、「必須事業」を定めます。また、同条第3項に基づき、障害者等がより自立した日常生活または社会生活を営むために、「その他事業」を定めます。
- ◎ 障害者総合支援法における介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具及び児童福祉法における障害児通所サービスと組み合わせて効果的に本事業を実施いたします。

#### (3)事業実施の考え方

障害者等の地域生活を支援するために、本市の地理的条件や社会資源の状況を勘案し、個別給付では対応できない障害者等への支援等、柔軟に応じることができる事業形態を取り入れ、効果的・効率的に実施します。

### 2 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

#### **必須事業**

#### (1)理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

#### 《今後の方策》

障害特性を分かりやすく解説する教室や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の理解を深めるための教室を開催するなど、啓発のための活動を行います。

#### (2)自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

## 《今後の方策》

桐生市心身障害者関係団体連絡協議会等の活動支援を行います。

### (3)相談支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者(児)及び保護者や介護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

#### 【実績と見込み】

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業 (箇所数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
基幹相談支援センター (設置の有無)	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-
基幹相談支援センター 等機能強化事業 (実施の有無)	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	見込み	無	無	有	無	無	有
	実績	無	無	無	-	-	-

## 《今後の方策》

桐生市障害者基幹型相談室には社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する障害者相談支援専門員を配置し、一般相談支援事業に加え、相談支援の中核的な役割を担う機関として、事業所との連携強化や相談支援従事者の資質向上のための研修等を行い、相談支援体制の充実に引き続き努めていきます。

### (4)成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備と、法人後見の活動を支援します。

### 【実績と見込み】

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 利用支援事業 (実利用者数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	－	－	－
成年後見制度 法人後見 支援事業 (実施の有無)	見込み	無	無	有	無	無	有
	実績	無	無	無	－	－	－

### 《今後の方策》

成年後見制度については、成年後見制度利用促進法が施行され、市の地域福祉計画においても権利擁護の推進が求められています。高齢者に対する成年後見制度の利用支援事業と連携しながら整備を進めていきます。

### (5)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して手話通訳等を派遣する事業などを行います。また、手話通訳等を通じ、その他の者と意思疎通の円滑化を図り、聴覚障害者等の社会参加を促進します。

### 【実績と見込み】

実利用者は現時点での利用者数を基礎として、これまでの実績及びニーズを勘案して見込みました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳・ 要約筆記者 派遣事業 (実利用者数)	見込み	40	40	40	40	40	40
	実績	31	27	40	－	－	－
手話通訳者 設置事業 (実設置者数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	－	－	－

### 《今後の方策》

サービス利用希望者のニーズ把握に努めるとともに適切な派遣ができるように努めます。また、市役所内で聴覚障害者等の意思疎通が円滑にできるよう、タブレット等を利用した遠隔手話通訳サービスも促進していきます。

## (6)日常生活用具給付等事業

重度の障害者等に対し、自立した日常生活を支援するための用具の給付を行い、福祉の増進を図ります。

### 【実績と見込み】給付件数/年

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	1	12	5	—	—	—
自立生活支援用具	見込み	6	6	6	6	6	6
	実績	4	5	6	—	—	—
在宅療養等支援用具	見込み	7	7	7	7	7	7
	実績	5	11	7	—	—	—
情報・意思疎通支援用具	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	10	4	10	—	—	—
排泄管理支援用具	見込み	2,877	2,907	2,937	3,350	3,450	3,550
	実績	2,967	3,188	3,250	—	—	—
居宅生活動作補助用具	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	2	1	—	—	—

### 《今後の方策》

事業の周知を図り、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。また、障害者のニーズ等を把握し、給付種目や価格基準額について今後研究していきます。

## (7)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活の意思疎通を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術習得者を養成し、意思疎通の支援を図ります。

### 【実績と見込み】

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成登録者数*	見込み	25	25	25	15	15	20
	実績	0	0	15	—	—	—

\*手話講習会(入門・基礎)受講修了者数

\*令和3・4年度の講習会については新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しました。

### 《今後の方策》

国の養成カリキュラムに従い研修を実施し、引き続き人材育成を行います。受講者増加、登録者数増加に向けて講習会の周知を様々な方法で行います。

### (8)移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際、移動の支援をします。

#### 【実績と見込み】

コロナ禍による外出控えもあり見込みを大きく下回っています。今後の利用再開を見込み、過去の実績から1人あたりの年間延べ利用時間を勘案して必要量を見込みました。

			令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	実利用者数/年	見込み	220	222	224	170	190	210
		実績	134	119	150	—	—	—
	延利用時間数/年	見込み	18,517	18,959	19,251	15,300	17,100	18,900
		実績	10,966	9,170	12,000	—	—	—
重度身体障害者移動支援事業	実利用者数/年	見込み	42	43	44	30	32	34
		実績	29	27	27	—	—	—
	延利用時間数/年	見込み	1,361	1,393	1,425	900	960	1,020
		実績	774	527	738	—	—	—

### 《今後の方策》

事業の周知を図り、障害者が外出しやすい環境の整備に努めます。

### (9)地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動の機会の提供を行います。また、社会との交流促進など、地域生活支援の促進を図ります。

#### 【実績と見込み】

利用者ニーズや実績から、第6期と同程度の利用を見込みました。

		令和3年度		4年度		5年度	
		箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数
自 市	見込み	4	47	4	48	4	49
	実績	4	49	4	50	4	45
他市(高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市、足利市)	見込み	6	16	6	16	6	16
	実績	7	13	6	13	6	12
		6年度		7年度		8年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
自 市		4	46	4	46	4	47
他 市		6	12	6	12	6	12

### 《今後の方策》

安定的な運営と活動の場の確保により更なるサービス充実のための支援を行います。

### その他の事業

#### (1)生活訓練等事業

障害者の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図るため障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。

#### 【実績と見込み】

スポーツ体験学習と障害者のための教養講座は、年に3回を継続します。コロナ禍で障害者情報機器操作体験学習は長期間休止となり、現在も講師の確保が困難な状態が続いております。また、障害者ふれあいサロン、障害者本人活動支援についても利用実績が少なくなっている状況にありますが、参加者を確保し、継続して実施していきます。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
スポーツ体験学習 実施回数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	3 (60)	3 (60)	3 (60)	3 (40)	3 (40)	3 (40)
	実績	1 (10)	3 (34)	3 (60)	—	—	—
障害者のための 教養講座 実施回数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	3 (90)	3 (90)	3 (90)	3 (70)	3 (70)	3 (70)
	実績	1 (14)	3 (43)	3 (70)	—	—	—
障害者情報機器 操作体験学習 実施日数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	50 (100)	50 (100)	50 (100)	25 (50)	25 (50)	25 (50)
	実績	0 (0)	0 (0)	20 (40)	—	—	—

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者ふれあい サロン 実施日数/年 (延べ利用者数/ 年)	見込み	49 (113)	49 (118)	49 (123)	50 (120)	50 (120)	50 (120)
	実績	26 (46)	50 (98)	49 (123)	—	—	—
障害者本人活動 支援 実施日数/年 (延べ利用者数/ 年)	見込み	12 (360)	12 (360)	12 (360)	12 (200)	12 (200)	12 (200)
	実績	7 (104)	12 (166)	12 (240)	—	—	—
機能訓練事業 実施日数/年 (延べ利用者数/ 年)	見込み	235 (2,585)	235 (2,585)	235 (2,585)	230 (2,000)	230 (2,000)	230 (2,000)
	実績	124 (959)	228 (1,857)	235 (2,585)	—	—	—

### 《今後の方策》

障害者等へ事業の周知を行うとともに、障害者の自立に向けた支援のニーズ把握に努めます。

### (2)日中一時支援事業

日中、障害者等の家族の就労支援及び一時的休息等の確保のため、障害福祉サービス事業所等において、一時的見守りの支援を行います。

福祉施設実施分	障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
登録介護者事業	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市へ登録した一定の資格を有する人により、介護の支援を行います。
サービスステーション 事業	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、県が指定した団体(サービスステーション)において介護の支援を行います。

### 【実績と見込み】

ここ数年はコロナ禍による受け入れ制限の影響が強く、今後徐々に利用再開が進むものと見込み、以前の実績も参考に算定しました。

			令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉施設 実施分	実利用者数/年	見込み	47	53	56	30	35	40
		実績	13	17	25	—	—	—
	延利用回数/年	見込み	1,354	1,654	1,747	750	875	1,000
		実績	312	529	794	—	—	—

			令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
登録 介護者	実利用者 数/年	見込み	5	6	7	5	5	6
		実績	3	2	3	—	—	—
	延利用 回数/年	見込み	8	9	11	12	12	14
		実績	11	12	10	—	—	—
サービス ステーシ ョン	実利用者 数/年	見込み	1	0	0	1	1	1
		実績	1	0	1	—	—	—
	延利用 回数/年	見込み	1	0	0	1	1	1
		実績	1	0	1	—	—	—

#### 《今後の方策》

相談支援事業所と連携し、障害者やその家族に事業の周知を図ります。

### (3)訪問入浴サービス

自宅で入浴が困難な重度障害者等に対して、訪問入浴介護事業者が身体障害者の自宅を訪問し、移動入浴車で入浴サービスを行います。

#### 【実績と見込み】

令和5(2023)年9月現在の利用は0人です。過去の利用者実績を勘案し、年間40回の利用を見込み算出しました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者数/年	見込み	2	2	3	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
延利用回数/年	見込み	80	80	120	40	40	40
	実績	0	0	0	—	—	—

#### 《今後の方策》

事業の周知を図り、自宅で入浴が困難な重度障害者の支援に努めます。

#### (4)社会参加支援

障害者の能力や適性に応じた日常生活、社会生活を営むために必要な事業を行います。

要約筆記奉仕員養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記に関する講座を開き、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。
点訳・朗読奉仕員養成	視覚障害者のために点訳者や朗読者の養成を行い、県や市等の定期刊行物の点訳や朗読などを行い、視覚障害者の福祉の向上を図ります。

※その他、桐生市立点字図書館との連携の下、点字・声の広報等の発行を行い、視覚障害者の社会参加の促進を図ります。

#### 【実績と見込み】

令和3(2021)年度の各講習会及び令和4(2022)年度の要約筆記講習会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。コロナ禍前の実績も参考に、各講習会の定員を勘案した上で見込み数としてあります。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要約筆記奉仕員養成 修了者数	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	中止	中止	10	—	—	—
朗読奉仕員養成 修了者数	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	中止	4	10	—	—	—
点訳奉仕員養成 修了者数	見込み	8	8	8	8	8	8
	実績	中止	6	6	—	—	—

#### 《今後の方策》

障害者の社会参加を促進するためにも支援者の人材育成は重要です。各講習会(講座)を継続実施し、支援者の確保に努めます。また、講座終了後のボランティア活動を支援します。

#### (5)施設入所者就職支度金給付事業

障害者が障害者支援施設等へ入所し、訓練終了後就職等により自立する人に、就職支度金を支給する事業です。

#### 【実績と見込み】

近年、該当者がいない状況です。地域生活移行者のうち就職等により自立する人を見込みました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
施設入所者就職 支度金給付事業 給付件数/年	見込み	0	0	1	0	0	1
	実績	0	0	0	－	－	－

《今後の方策》

障害者施設、相談支援事業所等関係機関と連携を図って事業の周知に努め、地域生活移行者の支援策として事業を継続します。

(6)知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生のため、事業経営者等(職親)に生活指導及び技能習得訓練等を委託します。

【実績と見込み】

令和5(2023)年9月現在の本市の職親登録は1件、委託の利用はされていない状況にあります。制度の維持を図ります。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
知的障害者職親 委託制度 利用者数/年	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－

### 3 地域生活支援事業見込量集計表

事業名		令和6年度	7年度	8年度
(1)理解促進研修啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	箇所数	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み/年	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
(6)意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数/年	40	40	40
② 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数/年	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	給付等見込み件数/年	5	5	5
② 自立生活支援用具	給付等見込み件数/年	6	6	6
③ 在宅療養等支援用具	給付等見込み件数/年	7	7	7
④ 情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数/年	10	10	10
⑤ 排泄管理支援用具	給付等見込み件数/年	3,350	3,450	3,550
⑥ 居宅生活動作補助用具	給付等見込み件数/年	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	15	15	20
(9)移動支援事業	実利用見込み者数/年	170	190	210
	利用見込み時間数/年	15,300	17,100	18,900
重度身体障害者移動支援事業	実利用回数見込/年	30	32	34
	利用見込み時間数/年	900	960	1,020
(10)地域活動支援センター 自市(他市)	実施見込み箇所数/年	4(6)	4(6)	4(6)
	実利用見込み人数/年	46(12)	46(12)	47(12)

事業名		令和6年度	7年度	8年度			
(11)その他の事業							
①生活訓練等事業		実施回数/ 年	延べ利用 者数/年	実施回数/ 年	延べ利用 者数/年	実施回数/ 年	延べ利用 者数/年
	スポーツ体験学習	3	40	3	40	3	40
	障害者のための教養講座	3	70	3	70	3	70
	障害者情報機器操作体験学習	25	50	25	50	25	50
	障害者ふれあいサロン	50	120	50	120	50	120
	障害者本人活動支援	12	200	12	200	12	200
	機能訓練事業	230	2,000	230	2,000	230	2,000
②日中一時支援事業		利用者数/ 年	延利用回 数/年	利用者数/ 年	延利用回 数/年	利用者数/ 年	延利用回 数/年
	福祉施設実施分	30	750	35	875	40	1,000
	登録介護者事業	5	12	5	12	6	14
	サービスステーション事業	1	1	1	1	1	1
③訪問入浴サービス	実利用見込み者数/年	1		1		1	
	延利用見込み回数/年	40		40		40	
④社会参加支援							
奉仕員養成研修							
	要約筆記奉仕員養成	修了者数	10	10	10	10	10
	朗読奉仕員養成	修了者数	10	10	10	10	10
	点訳奉仕員養成	修了者数	8	8	8	8	8
⑤ 施設入所者就職支度金給付事業	実施見込み件数/年	0	0	0	0	1	1
⑥ 知的障害者職親委託制度	実施見込み件数/年	0	0	0	0	0	0

## 第7節 障害児支援の必要量の見込みと確保のための方策

### 1 障害児通所・入所支援

#### ① 児童発達支援

未就学児へ日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

#### 【現状】

令和5(2023)年6月サービス提供において利用児童数は30人、一人あたり平均利用日数は、10.9日となっています。近年は特に著しい増加傾向にあります。

#### 【見込み量の算定方法】

現在のサービス利用状況から、小学校へ入学する児童、新規の利用ニーズを勘案して利用児童数を算定し、過去の実績から一人あたり利用日数を算出してサービス量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量						
利用児童数 人/月	15	16	16	34	38	40
利用量 人日/月	150	160	176	466	521	548
実績量						
利用児童数 人/月	23	32	30	—	—	—
利用量 人日/月	241	357	327			
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	160.7%	223.1%	185.8%			

#### ② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。

#### 【現状】

令和5(2023)年8月現在、市内には15か所の放課後等デイサービスの事業所があります。利用児童数、一人あたり平均利用日数ともに増加となっています。

#### 【見込み量の算定方法】

現在のサービスの利用児童で特別支援学校高等部の卒業予定者や新規利用のニーズを勘案して算定し、一人あたり利用日数が増加していることから年度ごとに伸び率を勘案し、利用児童数を乗じてサービス量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	110	113	117	139	141	140
利用児童数 人/月	1,904	2,040	2,108	2,419	2,453	2,436
実績量	122	121	136	—	—	—
利用児童数 人/月	1,967	2,034	2,134			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	103.3%	99.7%	101.2%			

### ③ 保育所等訪問支援事業

保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### 【現状】

令和5(2023)年2月以降は利用者がいない状態です。

#### 【見込み量の算定方法】

新規利用ニーズ、過去の利用実績を勘案して算定し、過去5年間の平均利用児童数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	3	5	5	1	2	0
利用児童数 人/月	14	16	18	2	3	0
実績量	0	0	0	—	—	—
利用児童数 人/月	0	0	0			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な重度障害児に対し、障害児の自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

#### 【現状】

平成30(2018)年度のサービス開始から、令和5(2023)年6月まで利用はありません。

#### 【見込み量の算定方法】

具体的な利用見込みがないことから、これまでと同様に利用がないものと見込みました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	1	1	1	0	0	0
利用児童数 人/月	10	10	10	0	0	0
利用量 人日/月						
実績量	0	0	0	—	—	—
利用児童数 人/月	0	0	0			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			

⑤ 福祉型・医療型児童入所支援

18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や訓練、及び治療を行います。

【現状】

利用児童数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

大きな変化は見られないため、過去の実績から算出しました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉型 児童入所支援	見込み量	8	8	9	7	7	7
	実績量	6	7	7	—	—	—
	達成率	75.0%	87.5%	77.8%			
医療型 児童入所支援	見込み量	5	5	5	5	5	5
	実績量	5	5	5	—	—	—
	達成率	100%	100%	100%			

《今後の方策》

- ・市の関係部署及び関連機関と連携し、サービス利用が必要な児童を把握し、適切なサービス利用ができるよう努めます。
- ・保護者の事業所選択の手助けとして、サービス提供事業所の事業者情報や空き状況を保護者に提供していきます。

## 2 相談支援

### ① 障害児相談支援

障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する全ての障害児について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング(継続サービス利用支援)を行います。

#### 【見込み量の算定方法】

現在の利用計画作成者を基準とし、新規ニーズと特別支援学校等の卒業生を勘案し算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み	30	32	34	58	64	70
実績	35	37	40	—	—	—
達成率	116.7%	115.6%	117.6%			

### ② コーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

#### 【現状】

令和5(2023)年9月現在2人の配置があります。

#### 【見込み】

令和5年9月時点での医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の人数から見込みました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
コーディネーター の人数	見込み	3	3	3	2	2	2
	実績	3	2	2	—	—	—

#### 《今後の方策》

桐生市障害者基幹型相談室を中心に、障害児利用支援計画の質の確保、相談支援専門員の技術向上に向けた取組を行います。また、関係機関との連携により医療的ケア児を把握し、必要な支援を包括的に提供できるようコーディネーターの養成を推進します。

### 3 障害児支援の見込量集計表

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	児童発達支援	利用児童数	人/月	34	38
利用量		人日/月	466	521	548
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	139	141	140
	利用量	人日/月	2,419	2,453	2,436
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	1	2	0
	利用量	人日/月	2	3	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用児童数	人/月	7	7	7
医療型児童入所支援	利用児童数	人/月	5	5	5
障害児相談支援	利用児童数	人/月	58	64	70
コーディネーターの 配置人数	コーディネーターの 人数	人	2	2	2